

〈熊本県農業公社〉

合理化事業の安心感・信頼感・利便性

プロパー職員3人で1000ヘクタール規模の売買事業を推進

熊本県農業公社では、県が現在取り組んでいる「元気人気くまもと農業運動」などの各施策と一体となって、「農地流動化の活性化と担い手創造」を第3次事業推進プランのキャッチフレーズに据えて、いままで培ってきた経験を最大限に発揮し、年間1000ヘクタールの売買事業を積極的に推進している。

とりわけ「認定農業者」の規模拡大を支援するため、「担い手支援農地売買事業」を中心に、農業機械リース事業も取り入れて、実働わずか3名のプロパー職員により大きな実績を確保している。また貸借事業については、地域に密着した事業推進の必要性から、JA合理化法人の活動を期待し、県公社が主宰し県単補助を受け設置した「熊本県農地保有合理化事業促進協議会」を活用して、県内12JAの合理化事業を支援しているのも特徴だ。



熊本県農業公社の合理化事業を担う、徳永芳也事務局長(右)と高木版三業務課長

毎年1000畝の買い入れをキープ

熊本県が定めている流動化目標面積は、平成18年度から22年度までの5年間に、1万1214畝（農作業受委託あっせんを含む）のうち、合理化事業目標面積は17・8%に当たる2000畝（買入500畝・借入1500畝）である。つまり県公社は毎年1000畝の買い入れを、JA合理化法人

は毎年3000畝の借入を推進する政策分担となっている。

ちなみに初年度の18年度実績は、買入291件・106畝・9億8998万円、売渡約1000畝と目標をクリアしている。18年度以前も概ね1000畝はキープしているという。基盤強化促進法での移動の70%を占める合理化事業について、行政評価は面積に重点を置くので、この実績数値を確保していることは十分評価してもらえるのではないかと。その結果、買入資金枠等の予算面でも配慮して頂くことにつながると県公社では話す。

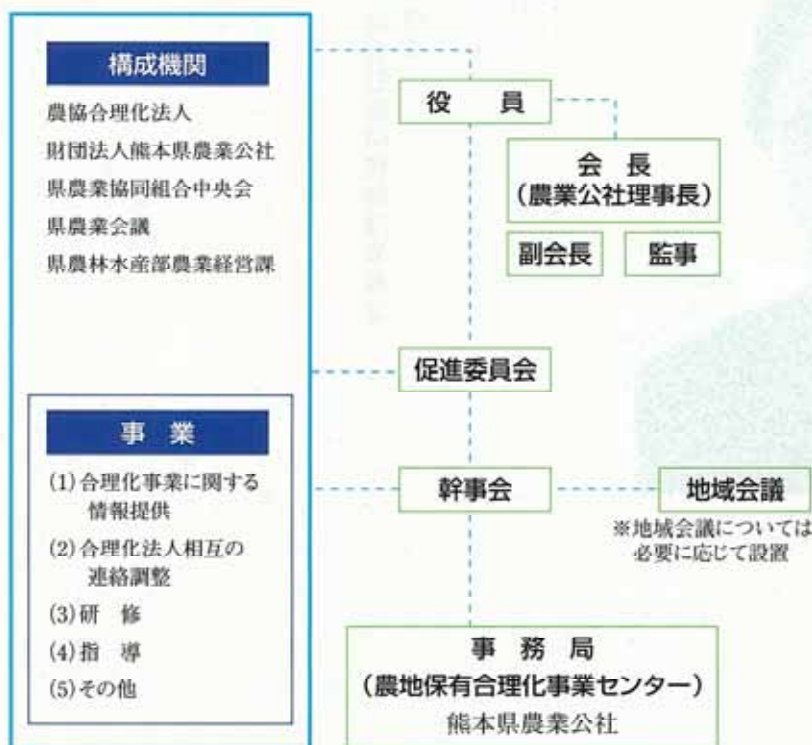


竹村明則業務課長代理

県公社でこの合理化事業を担当するのは事業推進部・業務課。徳永事務局長兼事業推進部長以下、他課との兼務職員や嘱託職員（うち3名はJA派遣）、総勢13名のスタッフ



熊本県農地保有合理化事業促進協議会組織体制図



フを一応揃えているが、農業委員会や農家回りの実働隊は、総括の徳永次長、県南担当の高木業務課長、県北担当の竹村課長代理の実質3名のプロパー職員が担う。熊本は大きくは、八代・有明平野の平坦地域、阿蘇の山間丘陵地域、天草の島嶼地域、球磨の山間地域に分かれる。農業の経営形態も

様々。合理化事業による買入れは、水田が70%以上を占めているが、普通畑、畜産の利用に係る飼料畑や茶畑等への取り組みも欠かせない。「地域担当制を設けたことで、市町村回りのフットワークがよくなり、農業委員会やJA等とのつながりが濃密になり、従来にも増

して信頼関係が構築できました。合理化事業は人間関係の良し悪しで決まりますね。」と高木業務課長は話す。

県公社が流動化体制をリード

流動化目標の達成のため熊本県も予算面で支援している。その一つが県公社を事務局（農地保有合理化事業センター）とする「熊本県農地保有合理化事業促進協議会」の活動費の支援だ。平成18年度から20年度までの3カ年事業で、県公社に年間500万円の活動費を定額助成するほか、県内12JAに総額1100万円（2分の1助成）を助成する。協議会の体制図は別記のとおり関係機関・団体が名を連ね、情報提供活動やJA合理化法人の担当者研修等を行う中で合理化事業の連携を強化し、合理化事業で担い手に農地集積を推進するのがねらいだという。県段階でこのように強固なスクラムが組まれた推進体制は全国的にも注目している。この全県的、横断的流動化体制を実質的にリードするのが協議会幹事長の高木さん（県公社業務課長）というのも見逃せない。この下で、県内14JAあるうちの12JAが合理化法人として、毎年300万円の借入を目標に貸借事業に取り組んでいる。品目横断的

経営安定対策等が実施過程に入る中で、JA合理化も徐々に成果を上げつつある。とりわけ県公社から派遣している3人の地域駐在員（JAあまくさ、JA鹿本、JA八代）のいるJA合理化事業支援へ県公社の果たす役割は大きい。

合理化事業の功績

農地売買への県公社介入について徳永事務局次長は次のように話している。「地域における農地の取引を透明化してきたことは大きな功績といえます。また農地の公的売買市場（換金可能性）が維持されなければ、地域経済に混乱を招くことになりました。今後とも売買事業は合理化事業の大きな柱であると考えています。」さらに徳永次長は「公社への手数料負担や事務的な煩瑣がマイナスイメージといった問題が言われていますが、事業推進を決定的に阻害するものではなく、公社が提供する実務的なサービスが利用者にとって評価されているかが問題です。合理化事業による売買の安心感、信頼感、利便性などが公社の経費等に見合うものであると評価されれば克服可能です。そのためには職員の資質の向上が不可欠の課題であると思っています。」



存在感のある合理化事業を推進したいと語る坂口理事長

「現在は、農業公園管理、公共育成牧場等畜産関係事業そして合理化事業を実施する総合公社です。援が欠かせません。推進体制の整備さえ進められれば、国・県が期待する、それなりの役割は果たせるものと考えています。熊本県農業の担い手育成を推進する県公社として、農家から評価される「存在感のある合理化事業」を今後とも推進したいと思っています。と坂口理事長は語ってくれた。

県公社坂口悦郎理事長は語る

合理化事業を活用する担い手や出し手にリビーターが数多くいるという事実は、公社事業を活用し体験した評価次第で次の活用にもつながり、他へも波及することを示している。公社が提供する実務的なサービスの質の問題であり、地道なサービスの維持・向上が事業量の確保・増加の原点であるということであろう。

が、基幹事業は何といっても合理化事業です。

徳永さん、高木さん、竹村さんの3人のプロパー職員が懸命に働いて、ここ数年何とか1000社の売買をクリアしています。県公社自身も貸借にも取り組み、面的集積までもっていかねばと考えますが、現体制を拡充しなにかぎり難しい状況です。体制整備にまわす財政上のゆとりはありません。従って、JA合理化法人との棲み分けて、合理化法人グループ全体として事業量を確保し、県には一定の評価を頂いています。しかしながら、今後とも安定した事業推進を進めるためには、国・県の財政的な支

●今年1月から検討が進められている「農地政策改革」の有識者等による検討は、参議院選挙などの事情で少々遅れているようですが、今号が発行される頃には、平成20年度概算要求予算の措置状況からもその内容が次第に明らかになってくると思われれます。

我々の取り組んでいる農地保有合理化事業は、これまで多くの担い手に対し農地集積を促進してきました。とりわけ、売買による規模拡大への方向づけは、すぐれた流動化手法として、多くの担い手が周知するところとなり地域に定着しています。

農地保有合理化事業の主たる介入市場である有償所有権移転は、今日でも毎年約3万戸が移動しており、その

編集後記

円滑化と方向づけは今後とも重要な課題です。

しかしながら、いま検討されている新政策においては、売買による流動化促進策の議論はあまり聞かえてきません。「新たな面的集積組織」による「貸借」での面的集積の促進に加え、農地保有合理化事業による売買での集積促進も、今後とも担い手育成の重要施策として位置付ける必要があるのではないのでしょうか。

●編集販売会社を今号から「株式会社JA情報サービス」に変更しました。このことに伴い若干ですがレイアウト等も変わりました。個人的趣味としてで結構ですので、新紙面についてのご意見を頂ければ幸いです。(K)